労災レセプト審査における業務比率

労災レセプト審査業務(※1)における「労災固有部分」に関する審査部分と診療報酬点数表等に関する審査部分の業務比率を把握するためサンプル調査(※2、※3)を実施したところ、次のとおり(※4)であった。

労 災 固 有 部 分 : 診療報酬点数表等部分

74. 2% : 25. 8%

⇒ 3 : 1

- ※1 システム入力等の審査業務に直接関係しない業務は除く。
- ※2 17労働局(宮城、秋田、茨城、栃木、埼玉、神奈川、富山、長野、三重、大阪、兵庫、奈良、広島、 愛媛、高知、福岡、宮崎)の審査担当職員からヒアリングを実施
- ※3 調査実施日 平成24年5月7日、8日、16日、17日、18日
- ※4 審査業務を100%とした場合の労災固有部分、健康保険点数表等部分の審査に係る比率

【審査担当職員数について】

職員が行う業務全体のうち審査業務の比率は2/3程度であることから、診療報酬点数表等部分の比率は全体の業務の2/3×26%(17.3%)。

→ 審査担当職員 ▲97人(561人×2/3×26%)

【審査委員数について】

審査委員が行う業務は審査業務のみであることから、診療報酬点数表等部分の比率は26%

→ 審査担当職員 ▲147人(564人×26%)